

大阪市規則第144号

大阪市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

大阪市児童手当法施行細則（昭和47年大阪市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(特別徴収の方法による私立保育所保育料の徴収) 第5条　〔略〕 2　前項の徴収は、次の各号に掲げる同項の 1の支給要件児童に係る児童手当の区分に応じ、当該各号に定める月の月分の当該支給要件児童に係る私立保育所保育料について行うものとする。 (1) 支払期月の属する年の4月及び5月の月分の児童手当　支払期月の属する年の <u>5月</u> (2) 支払期月の属する年の6月 <u>及び7月</u> の月分の児童手当　支払期月の属する年の <u>7月</u> (3) 支払期月の属する年の <u>8月及び9月</u> の月分の児童手当　支払期月の属する年の <u>9月</u> <u>(4) 支払期月の属する年の10月及び11月の月分の児童手当　支払期月の属する年の11月</u> <u>(5) 支払期月の属する年の前年の12月及びその翌年の1月の月分の児童手当　支払</u>	(特別徴収の方法による私立保育所保育料の徴収) 第5条　〔同左〕 〔2　同左〕 (1) 支払期月の属する年の4月及び5月の月分の児童手当　支払期月の属する年の <u>5月及び6月</u> (2) 支払期月の属する年の6月 <u>から9月までの</u> 月分の児童手当　支払期月の属する年の <u>9月及び10月</u> (3) 支払期月の属する年の <u>前年の10月から翌年1月までの</u> 月分の児童手当　支払期月の属する年の <u>1月及び2月</u> 〔新設〕 〔新設〕

<u>期月の属する年の 1 月</u> <u>(6) 支払期月の属する年の 2 月及び 3 月の</u> <u>月分の児童手当 支払期月の属する年の</u> <u>3 月</u>	[新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 5 日から施行する。